

○茨城県立医療大学構内駐車場利用要項

平成 7 年 4 月 6 日
第 1 回教授会

平成 23 年 11 月 28 日改正
令和 3 年 1 月 28 日改正

(趣旨)

第 1 条 この規程は、茨城県立医療大学施設等管理規程（平成 7 年医療大訓第 18 号）第 13 条に基づき、茨城県立医療大学（以下「本学」という。）の構内駐車場（以下「駐車場」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(駐車場利用の承認)

第 2 条 駐車場を利用しようとする者は、構内駐車場利用申請書（様式第 1 号）を本学事務局長（以下「施設管理責任者」という。）に提出し、その承認を得なければならない。

2 第 3 条第 2 項に定める利用期間を更新したいときは、期間満了 20 日前までに前項の規定に準じて承認を得なければならない。

3 学部及び専攻科の学生に係る駐車場利用の承認は、次の各号のいずれかに掲げた事項に該当する者について行うものとする。

(1) 通常の交通手段により通学時間が 1 時間を超える者又は通学距離が片道 5 k m を超える者

(2) 自家用自動車以外の方法による通学が困難な者

(3) 前各号に掲げるもののほか、施設管理責任者が特に必要と認めた者

(駐車証の交付)

第 3 条 第 2 条の規定により駐車場利用の承認を得た者は、駐車証（様式第 2 号）の交付を受け、駐車場利用時に掲示しなければならない。

2 駐車証の有効期間は原則として 1 年間とする。ただし、年度の中途において駐車証を交付された場合には、交付の日から交付の日の属する年度の末日までとする。

3 前項の規定にかかわらず、教職員に係る有効期間は本学に在籍する期間とする。

(駐車証の再交付)

第 4 条 駐車証の交付を受けた者が駐車証を紛失又は汚損したときは、すみやかに施設管理責任者に届け出なければならない。

2 前項の者が駐車証の再交付を必要とする場合には第 2 条第 1 項の規定に準じて申請をしなければならない。

(臨時駐車場の承認)

第 5 条 駐車場の承認を受けた者以外の者で、臨時的に駐車場を利用しようとする者は、その都度、施設管理責任者に臨時駐車場利用申請書（様式第 3 号）を提出し、その承認を受けるものとする。

2 前項の規定により、承認を受けた者には臨時駐車証（様式第 4 号）を交付する。

3 交付された臨時駐車証は、駐車場利用の間は駐車車両のフロントに外から確認できるように掲示するものとし、利用終了後すみやかに施設管理責任者へ返還しなければならない。

(駐車者の義務)

第 6 条 駐車場に駐車する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 指定された場所に整然と駐車し、他の駐車に支障をきたさないこと。

(2) 施設管理責任者又は守衛から特に指示があった場合には、それに従うこと。

(駐車利用の取消等)

第7条 施設管理責任者は、駐車場の管理運営上必要があると認めるとき、又は前条の規定に違反した者については駐車利用承認を取り消し、一時停止又は駐車制限を行うことができる。

(損害賠償責任)

第8条 施設管理責任者は、本学内において発生した自動車の盗難又は破損等による損害について、賠償の責めを負わないものとする。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、駐車場の管理及び利用等に関し必要な事項は、施設管理責任者が別に定める。

付 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度に駐車証の交付を受けた者が特に希望する場合は、第4条の規定に準じて新様式の駐車証（様式第2号）の交付を受けることができる。

付 則

この規程は、令和3年1月28日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

施設管理責任者 殿

承 認
構内駐車場利用 申請書
継続承認

所 属 名			
氏 名			
住 所			
※保証人住所			
※保証人氏名			
自動車使用による 大学までの距離	k m	自動車使用による 所 要 時 間	分
車 種		車 両 番 号	
自動車使用を 必要とする理由			
自動車によらない 場合の通勤・通学 経 路	※徒歩，バス等交通手段ごとに距離，所要時間を記入		
継続承認者のみ記 入	承認期間	年 月 日～	年 月 日
	承認番号	第	号

承認・不承認	承 認 不承認		承認番号		
			承認期間	～	
局 長	次 長	課 長	課	員	担 当

※は，学生のみ記入のこと。

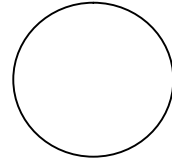
様式第2号（第3条関係）

※様式第2号右上の○には発行(承認)年度を記載する。

※様式第2号は学生用・教職員用の別に色を変えて交付するものとする。

(表)

駐 車 証



承認番号	第 号	承認年月日	年 月 日
		承認期間	年 月 日
所 属			～ 年 月 日
登 録 番 号		駐 車 場 所	
車 種			

上記のとおり本学構内への駐車を承認する

茨城県立医療大学

(裏)

注 意 事 項

- 1 指定された場所に整然と駐車し、他の駐車に支障をきたすような不正な駐車はしないこと。
- 2 駐車証は前面フロントに掲示し、駐車証を紛失又は汚損したときはすみやかに届け出ること。
- 3 この申請に記載した内容に変更を生じたときは、その旨をすみやかに届け出ること。
- 4 駐車証を転貸又は譲渡はしないこと。
- 5 施設管理責任者又は守衛の指示に従うこと。

様式第3号（第5条関係）

臨時駐車場利用申請書

駐車場利用時間			
所 属			
住 所			
氏 名		電 話	
車 種		車 両 番 号	
臨時駐車理由		承認番号	※ 申請者は記入しないでください

様式第4号（第5条関係）

（表）

臨 時 駐 車
NO

（裏）

注 意 事 項

- 1 指定された場所に整然と駐車し、他の駐車に支障をきたすような不正な駐車はしないこと。
- 2 駐車証は前面フロントに掲示し、駐車証を紛失又は汚損したときはすみやかに届け出ること。
- 3 施設管理責任者又は守衛の指示に従うこと。